

第18回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成24年11月20日午後1時30分から午後3時45分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

岡崎裕平，樫野紀之，金山陽一，菊地 勤，作田一則，柴田史郎，柴田紀子，中村明子，中本義徳，西尾 進（委員長），堀岡啓信，和田三貴子（五十音順，敬称略）

(2) オブザーバー

金沢家庭裁判所判事補 三嶋朋典

(3) 事務担当者

小峰首席家裁調査官，牧野次席家裁調査官，橋本首席書記官，池田事務局長，畦地総務課長，田中総務課課長補佐，竹原庶務係長

4 議事

(1) 委員長開会挨拶

(2) 委員及びオブザーバーの紹介及び挨拶

(3) DVD「少年審判～少年の健全な育成のために～」

(4) 本日のテーマについての基本説明

ア オブザーバーによる説明

(ア) 少年審判手続についての補足説明

(イ) 少年審判における処分の種類

(ウ) 試験観察について

(エ) 教育的な働きかけにおける裁判官の役割

イ 事務担当者による説明

(ア) 教育的な働きかけとは

(イ) 教育的な働きかけを行うきっかけ，経緯

(ウ) 教育的な働きかけの内容（全国，金沢）

(エ) 現在の教育的な働きかけの実情（集団から個別へ，少年友の会の役割）

(5) 少年審判廷見学

(6) 意見交換

別紙のとおり

(7) 退任予定委員照会及び挨拶

(8) 委員長閉会挨拶

5 次回開催日時及びテーマ

(1) 日時

平成25年5月23日（木）午後1時30分

(2) テーマ

未定

(別紙)

(発言者 / 委員, オブザーバー, 事務担当者)

今ほど見たDVDでは少年がきちんと更生していたが、実際には、家庭環境等も絡んで更生が難しいケースが多いのではないかと思う。裁判所は、少年の更生が困難な事例について、どのように対応しているのか。

また、被害者の立場をもっと考えるべきではないか。例えば、加害者と被害者が同じ学校に通っている場合、加害者が登校していなくても被害者は登校できない状況なのに、加害者が登校し始めたら、被害者はますます登校できなくなるのではないか。

実際の少年事件では、DVDのようにきちんと更生するケースもあれば、そうでないケースもある。ただ、少年審判で少年と顔を合わせた際に、少年鑑別所に收容されている間に少年自身の反省が深まったことをはっきりと感じることはある。それまで自由奔放に生活していた少年が、親元を離れて数週間の少年鑑別所生活という厳しい環境に置かれ、両親が悲しむ姿を目の当たりにしたことを契機に事の重大性を認識し、両親に迷惑をかけたという意識が生まれるというケースは、それほど珍しくはないと考えている。被害者のことまできちんと考えが及べば一番良いと思うが、少年によっては、被害者よりも、まず親に迷惑をかけたという気持ちが先に出てしまうことがある。

被害者への配慮については、まず被害者に書面照会をし、可能であれば裁判所に来庁していただいて実情を聞いた上で今後の見通しを立てるなど、できるだけ情報収集して被害者のケアを図るとともに、収集した情報を少年審判に活かせるよう取り組んでいる。また、少年事件の被害者配慮制度として、少年事件記録の閲覧・謄写、意見の陳述、審判の傍聴、審判状況の説明及び審判結果の通知の5つの制度がある。

少年事件全体のうち、約7割が審判不開始や不処分で終わるということだが、そのような少年の再非行率はどの程度なのか。

約7割の内訳は、約2割が不処分、約5割が審判不開始である。

平成18年に、当庁で万引き被害を考える会を受講した少年の再非行率について調査したところ、16.7パーセントであった。近時は、これよりも数値が上

がっているものと思われる。

少年院における更生教育はどのようなものなのか。

少年院における取組みにはいくつかの種類がある。十四、五歳であれば、学業的、道徳的な観点での指導が多く、十八、九歳になると、就労しているかどうか再非行防止の大きな要素になるので、職業訓練的な指導が多い。

単独犯は更生が比較的早いと思うが、集団犯は仲間に引っ張られる可能性もあるため更生が難しいのではないかと。

例えば、少年が成人の共犯者と従属関係にあると、共犯者に引きずられる可能性もあるので、調査官による調査等の過程で共犯者との関係について検討することになるし、共犯者が少年で、当該少年の事件も同じ家庭裁判所に係属しているのであれば、相互の少年事件の中で検討を行うことになる。処分後は、共犯者との関係を断ち切って更生する少年もいれば、関係を断ち切ることができず、再非行を起こしてしまう少年もいる。家裁調査官とも連携し、先を見据えた検討を行わなければいけない大きな問題である。

保護者には、どのような働きかけをしているのか。

裁判官や家裁調査官が訓戒や指導を行っているほか、個別面接や少年と一緒に保護者も参加するコンビニや書店の店長に万引き被害の重大さを語ってもらう万引き被害を考える会を開催したり、あるいは少年の更生について特に悩んでいる保護者に集まってもらい、家裁調査官や少年友の会の会員と一緒に悩みを共有するというグループワークを行ったりしている。他庁では、少年と保護者が1泊2日の親子合宿を行い、ロールプレイやグループワークを通じて親子関係の再構築を図ると同時に、保護者には、少年とどう接するべきかを学んでもらうという取り組みを行っているところもある。

保護者は、もっと家庭を顧みるべき責任を負っているのではないかと考えるが、裁判所は、保護者に対して、もっと強く働きかけるといことはできないのか。

保護者の態様も様々であり、中には、教育的な働きかけ以前に、裁判所に来庁しない保護者もいるので対応に苦慮しているところである。ただ、裁判所も、親の苦労を聞いて気持ちを共有し、その結果として、保護者が問題点に気づき、親子関係修復への積極的意思が引き出せるような関わり方をしている。

先日実施した保護者の会で、保護者からは、自分の考え方が世間一般とずれてい

ることにやっと気付いたという感想が聞かれ、これも教育的な働きかけの効果の一例と考えている。

生徒指導の場面でも、問題点に気付いてくれない保護者や呼び出しに応じてくれない保護者もあり、裁判所の説明に共感できる点が多いと感じた。

自分自身、生徒の人生の背景に何があるのかを把握して向き合わなければ、おおよそ的外れな指導に終始してしまうのではないかという恐れを常に持っている。裁判所は、どのようにして事件の背景を把握しているのか。

まず少年の話に耳を傾けて何を不満に思っているのかを見極め、少年の調査と並行して保護者から聴取した内容を基に、今度は少年の過去にさかのぼって話を聴いてみるという生育歴史的な調査を行っている。また、少年が保護者に対して抱いている感情や、少年の兄弟関係、交友関係、保護者が少年の兄弟関係や交友関係を知っているか、又は、どう受け止めているかなど、少年と保護者で各2回から3回程度の面接を行って、把握している。

人というのは、まさに環境とコミュニケーションだと思った。DVDに登場した少年は、随所でサインを発信していたのだと思うが、周囲にこれを受け止めてあげられる人間がいなかったのだろう。この少年は、平均的な教育を受けて育つことができたからこそ、少年鑑別所に収容されている間に自らの問題点に気づき、反省することができたのではないだろうか。平均的な教育を受けることができていれば、大半の少年は問題点に気付いて立ち直ることができると思うが、そうでない少年は、少年鑑別所に収容されても問題点に気付くことができず、再非行につながっていく気がする。そう考えると、教育的な働きかけとは、更生が比較的容易と思われる少年と、複雑な問題を抱え、更生が容易でない少年との2通りの対応が必要なのかなと思った。

御指摘のとおり、家庭環境のような外的要因であれば、保護者に対する働きかけだけで済む場合もあるし、少年の資質的な部分といった内的要因であれば、保護者に対する働きかけに加えて、少年に対する医学的、医療的といった異なる観点からの働きかけを検討する必要がある。

犯罪者の数は減っているが再犯率は逆に高くなっており、高齢での再犯者も相当数に上っている。再犯の防止には早期に手を打つことが肝要であるところ、その方法の1つが、少年時に非行を抑える働きかけであると考え。非行少年は暴力団の

予備軍と言われており、負のつながりを断ち切る必要がある。検察と異なり、裁判所は少年のことを親身になって考えるという点で理解が得られやすい気がするので、そのような立場からの働きかけによって気付きやきっかけを引き出すのは非常に有益ではないか。

家族関係の複雑化や少年のコミュニケーション能力低下による少年の再非行率増加の背景には、社会経済がひと昔と比べて厳しさが増し、個々の家庭内で1つの問題を解決できない状況があるという印象を持っている。このような状況を踏まえると、個々の保護者に対して再非行防止に向けた有効な働きかけを行うことは難しく、社会資源を利用しないと立ち行かなくなってきたのかなと思う。

社会に受け入れられなかった少年が再非行に走ってしまうのは成人刑事事件と同様であり、裁判所の中での教育的な働きかけだけで再非行を防止することは難しいのではないかと思う反面、成人刑事事件でも、家庭裁判所のように、家裁調査官の調査や試験観察といった制度があればよいなと思うこともある。

自分が取り扱った少年の案件でも、本人の規範意識の薄さとは別の所に非行原因があるのではないかと思ったことがあり、保護者に話を聴いたりして、幼少時からの発達障害が原因であることが判明したことがあった。このようなときは、臨床心理士に診てもらうことを保護者に勧めてみるが、反発されることも少なくない。それに対し、裁判所による教育的な働きかけは、問題点を当事者に対して積極的に説明してもらえという点で説得力があり、少年にとっても保護者にとっても受け入れやすいのではないかと思う。

裁判所がこのような形で働きかけを行っているということを、どのように広報しているのか。

毎年5月の憲法週間と10月の「法の日」週間には、裁判所の各種制度について広報活動を行っている。ただ、家庭裁判所は家庭内の問題を取り扱う手前、プライバシーを最重視せざるを得ないため、一般の方には事件そのものの中身が見えにくく、審判不開始や不処分と言われても、裁判所が何もせずに放り出しただけという印象を持たれかねないという懸念は持っているところである。

人というのは、「生きる」ことは考えるが「死ぬ」ことはなかなか考えないものである。少年事件においても、もっと死生観というものを少年に考えさせてみる必要があるのではないかと思う。

多方面から少年や保護者に対して働きかけるといふ裁判所の姿勢に感銘を受けた。保護者に対するケアという観点から、経済的な援助が必要な場合や、少年が発達障害等の資質的障害を持っている場合に、家庭裁判所が各種手当や福祉サービスの申請といった支援に結びつけていくような働きかけは行っているのか。

少年の家庭の経済状況はかなり調査しているので、必要に応じて各種支援制度を紹介したり、申請を促したりということは行っている。

また、発達障害について言えば、家裁調査官が接する発達障害を抱える少年は、非行を起こした時点で既に二次障害に達しており、なぜ今までケアを行ってこなかったのかと残念に思うことがほとんどである。こういった少年は、幼少時からの発達障害に関する情報が必要になるので、小学校くらいまでは学校照会を行い、こころの健康センター、発達障害者支援センター、児童相談所等とも連携しながら少年のケアに取り組んでいるところである。

「やらずにはいられない」といふのがボランティアの本質的な在り方であると考えれば、教育的な働きかけとして行っているボランティアは、教育的な体験の場という位置づけなのかなと思う。ボランティアを「その人の生活を豊かにするもの」と捉えるのであれば、「ボランティア=良いこと」というのではなく、少年自身の内面にある人生を生きる力を引き出す方向に結びつけていくような考え方になればよいのではないかなと思う。

裁判所が行っている教育的な働きかけが本来的な意味でのボランティアといえるかについて疑問があるとは思いますが、裁判所側から参加を強制するものではなく、あくまで少年自身の自発性を尊重したものとして実施している。また、ボランティア活動は、単にやればよいというものではなく、短時間で目に見える効果が現れることも重要な要素であると考えている。当庁で一番多く行っている清掃活動を例に挙げると、通行人が少年に対して感謝や労をねぎらう声をかけてくれることが、少年の自発性を育む一助となっており、非常に大きな意味を持っている。